

2016年度 JEITA紛争鉱物(コンフリクトミネラル) 調査説明会

JEITA 責任ある鉱物調達検討会



アジェンダ

第一部

2013～2015年度紛争鉱物調査の振り返りと責任ある鉱物調達の動向 (15分)

第二部

2016年度紛争鉱物調査の留意点 (45分)

質疑応答 (30分)

第一部 2013～2015年度紛争鉱物調査の振り返りと責任ある鉱物調達の動向

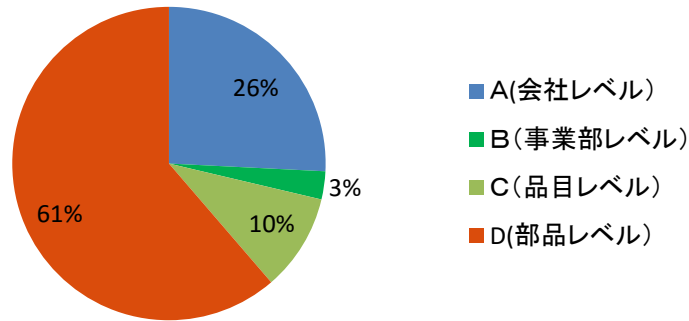
- 1. 2013～2015年度のCMRTによる調査結果と傾向**
- 2. 2015年度調査での課題**
- 3. CFSIにおける標準的な製錬所(SSN)情報の現状と今後**
- 4. EU規則の動向**
- 5. 北朝鮮の製錬所**

1. 2013～2015年度のCMRTによる調査結果と傾向

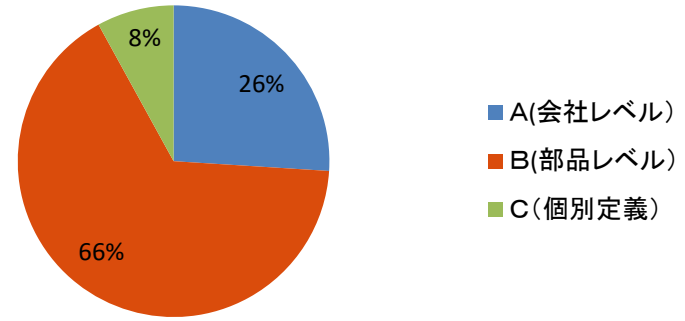
2013年から2015年調査における変化

申告範囲

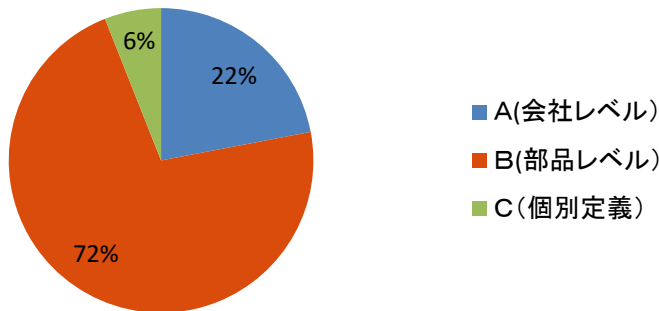
2013年度調査
申告範囲



2014年度調査
申告範囲



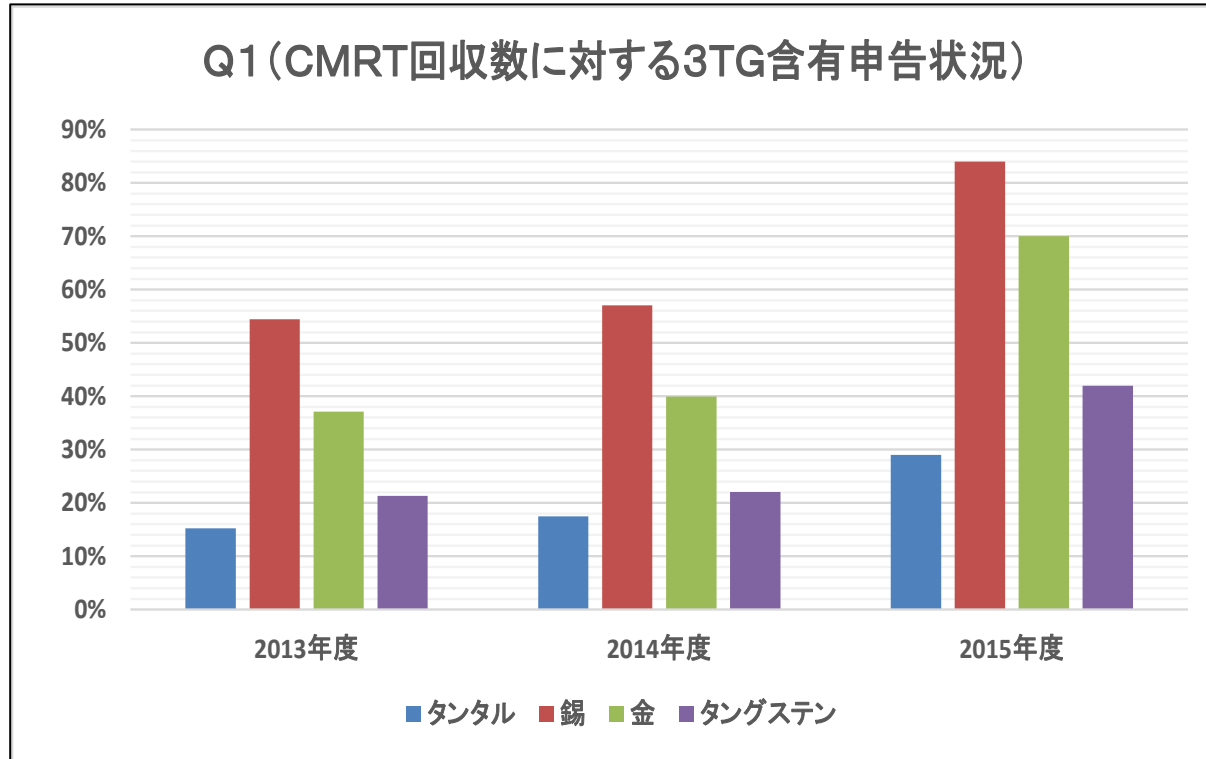
2015年度調査
申告範囲



部品メーカーから提出されたCMRTはB; 部品レベルでの申告が増加している。複合部品、モジュール製品からのCMRTはA; 会社レベルの申告が多く存在している。

1. 2013～2015年度のCMRTによる調査結果と傾向

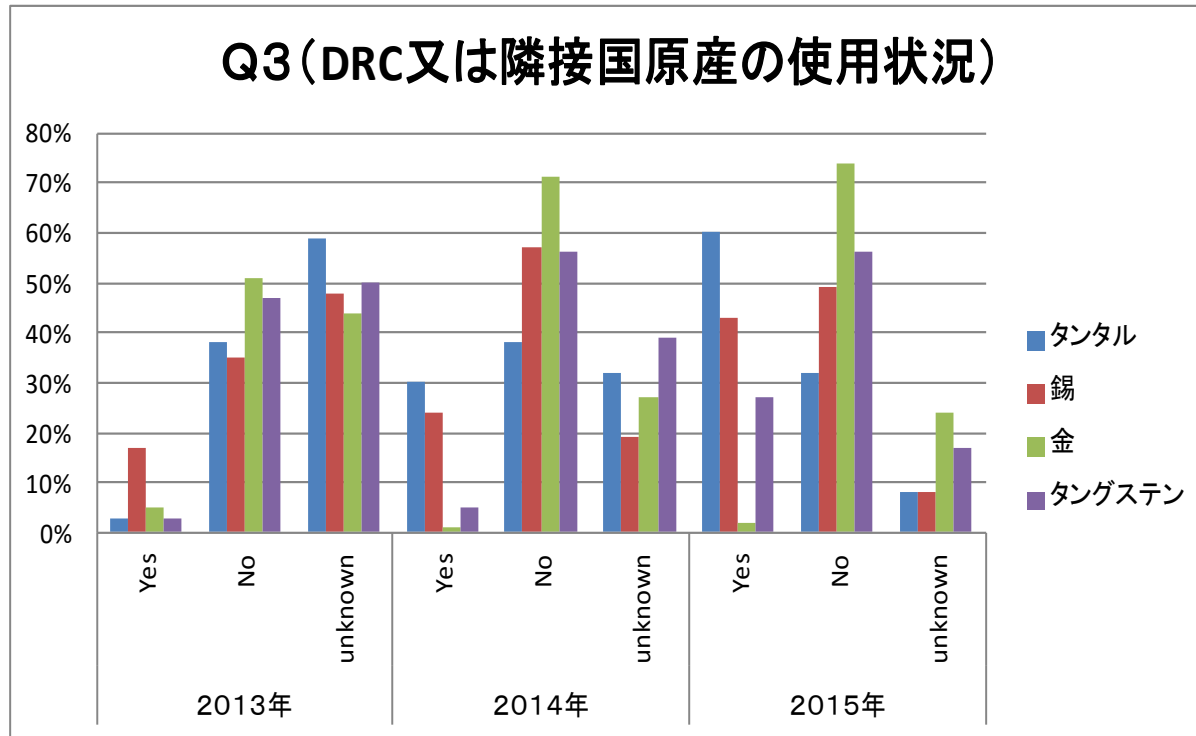
2013年から2015年調査における変化 Q1



- 2013～2015年度で3TGを使用しているとの回答が増加しているが、これは過去2年間の調査実績から2015年度は調査対象を3TG有りの仕入先に絞ったためである。
- 電子部品では錫、金が多く使われており、またICなどは3TG全てが使われていると申告しているケースが多い。

1. 2013～2015年度のCMRTによる調査結果と傾向

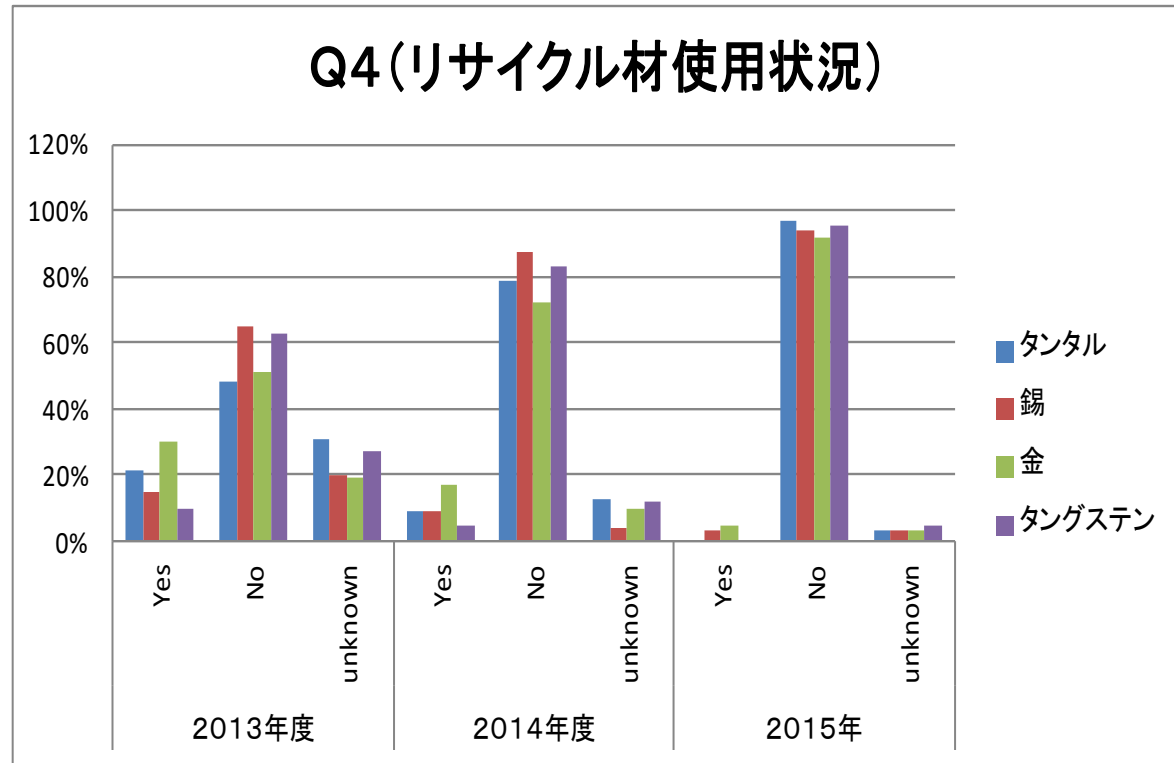
2013年から2015年調査における変化 Q3



- 紛争鉱物調査も3年経過し、DRC又は隣接国を原産とするという回答が増加している。特にタンタルは同地域からの産出量が多いため、この傾向に現れている。尚、“Yes”とした際の製錬所、鉱山国の申告が行われていないケースも見受けられた。

1. 2013～2015年度のCMRTによる調査結果と傾向

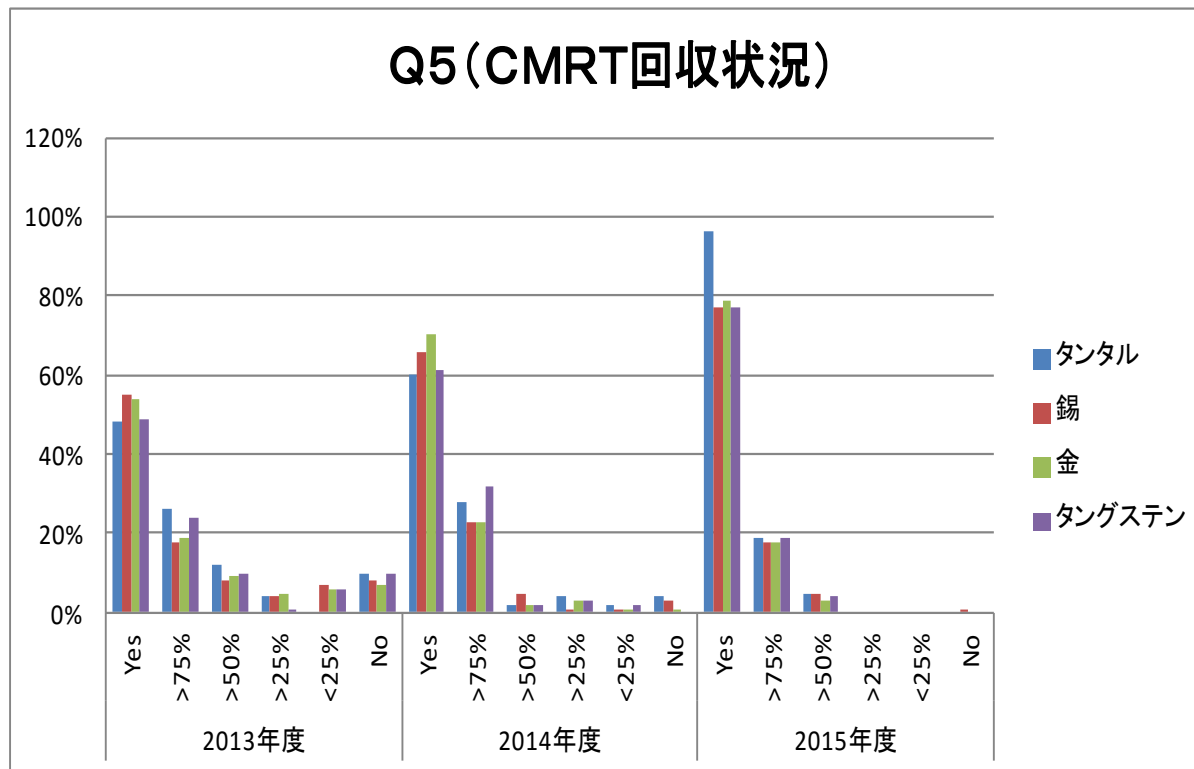
2013年から2015年調査における変化 **Q4**



- 当該設問では収集した製錬所情報の中に1社でもバージン材が含まれた場合は、“No”と回答することもあり、“No”の回答が95%を超えた。
- 年次でこの傾向が顕著となった理由は、サプライチェーン調査が深化してきて、情報の精度が向上したことと思われる。

1. 2013～2015年度のCMRTによる調査結果と傾向

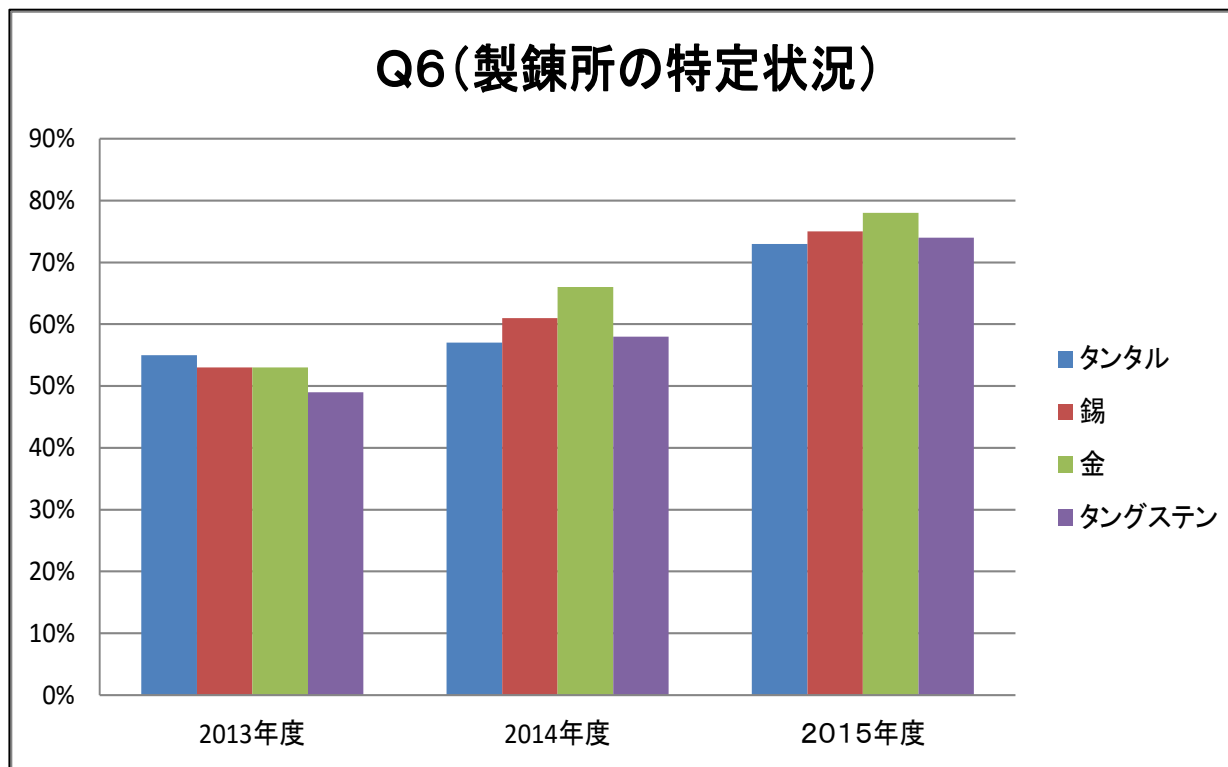
2013年から2015年調査における変化 Q5



- CMRTの回収状況は年々向上している。
2015年度は100%回収したというサプライヤーがおおよそ80%を超えた。

1. 2013～2015年度のCMRTによる調査結果と傾向

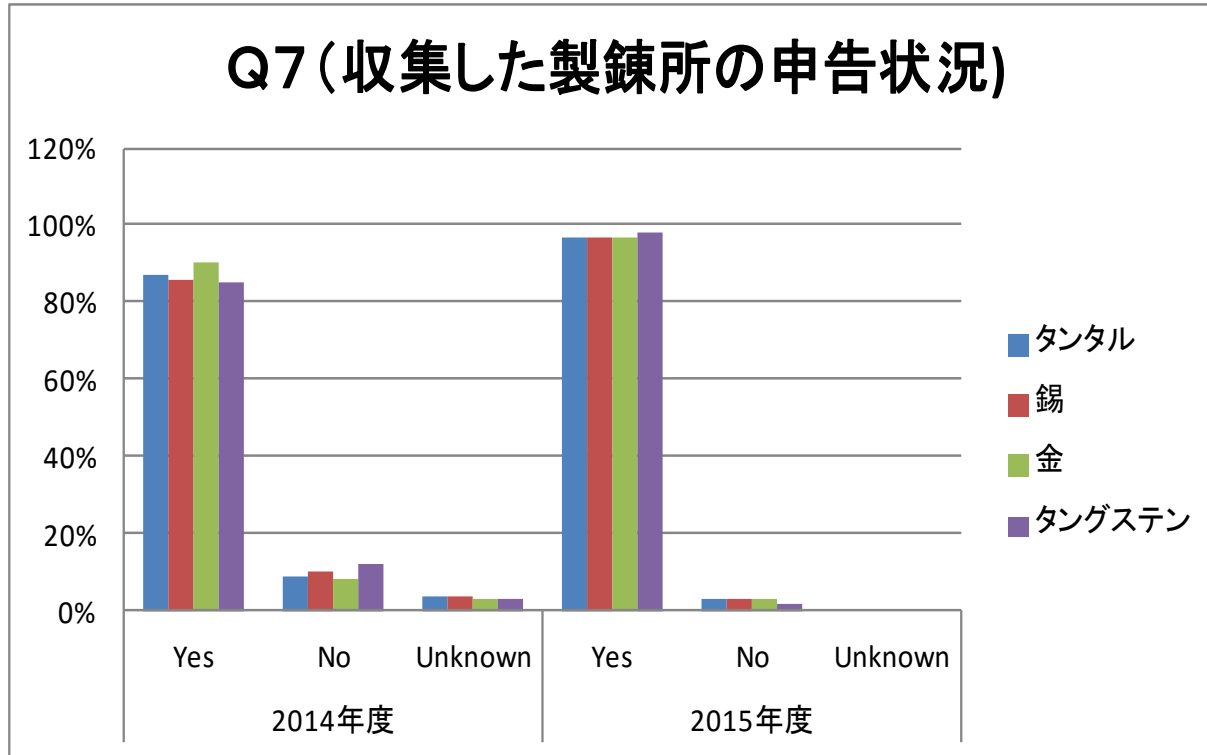
2013年から2015年調査における変化 Q6



- Q5のCMRT回収率向上に伴い3TGすべてにおいて全て製錬所を特定したと回答する割合が増加した。

1. 2013～2015年度のCMRTによる調査結果と傾向

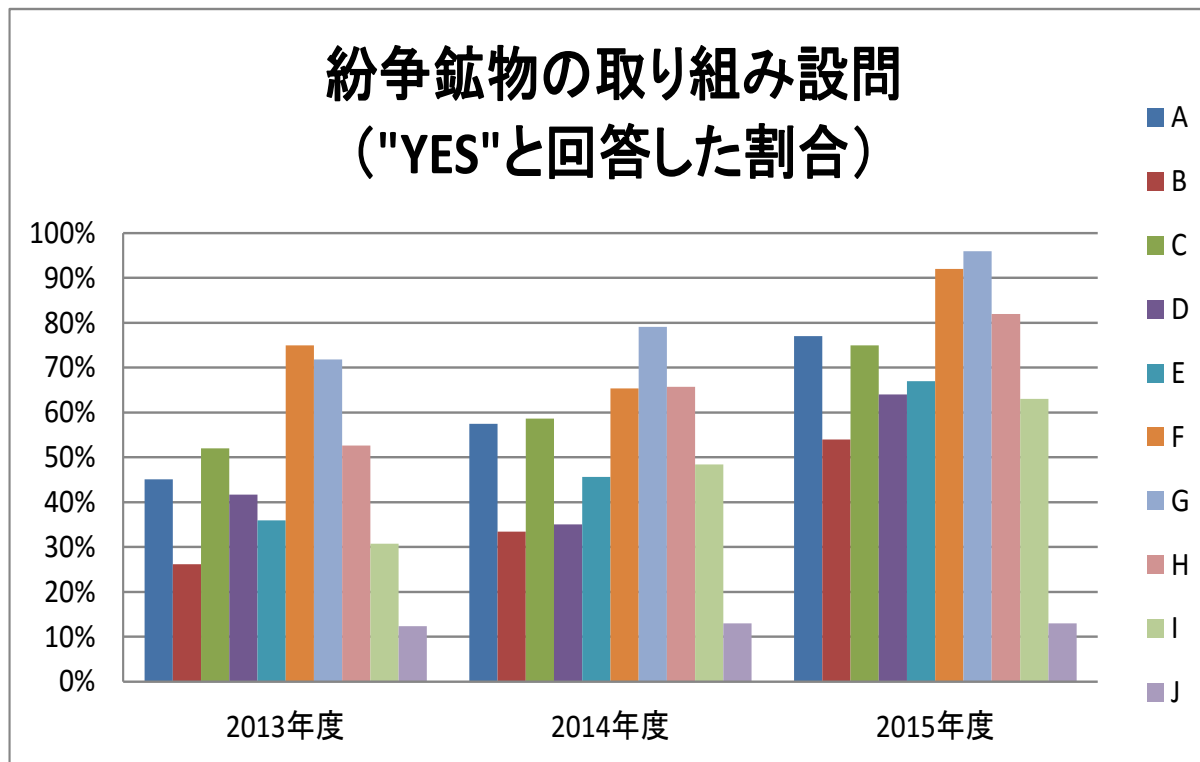
2013年から2015年調査における変化 Q7



- 収集した製錬所を全て申告したかという問いに対して“Yes”と回答したサプライヤーが97%以上となった。
- 尚、回収した製錬所リストに対して明らかにデューデリジェンスが行われていないもの若干含まれており、“Yes”とする際の質的向上も必要と思われる。

1. 2013～2015年度のCMRTによる調査結果と傾向

2013年から2015年調査における変化 紛争鉱物調査に関する会社の取り組み



- 紛争鉱物調査も3年経過し、各サプライヤーの取り組みも活性化したためか“Yes”と回答する割合が年々向上してきている。
- 一方、例えば設問J(SEC上場企業)では非上場企業も“YES”と回答している例があり、設問を理解しないまま機械的に“Yes”と回答しているケースも見受けられた。
(本日の第二部で、これらの設問に対する解釈と事例を説明する。)

2. 2015年度調査で見えてきた課題

■顧客企業の取り組みの変化

DFに基づく調査の3年目が終わり、「CMRTの記載内容の完成度向上」からそのベースとなるサプライヤーの調査体制、ルール、DD結果などの「取り組み体制の評価」に移行してきている。

⇒ 第二部で各設問の趣旨と対応例を説明します。

■製錬所リストの名寄せが不十分

収集した製錬所リストの名寄せが不十分なケースが散見された。

⇒ 第二部で「名寄せの事例」をご紹介します。

■調査、回収に対する障害

調査依頼先が依頼元より企業の規模が大きい場合、調査に非協力的なケースが見受けられ、CMRTを回収できない。

⇒ サプライチェーンの更に下流の大手企業から非協力的な企業に調査を要請してもらうなど連携も図ってください。

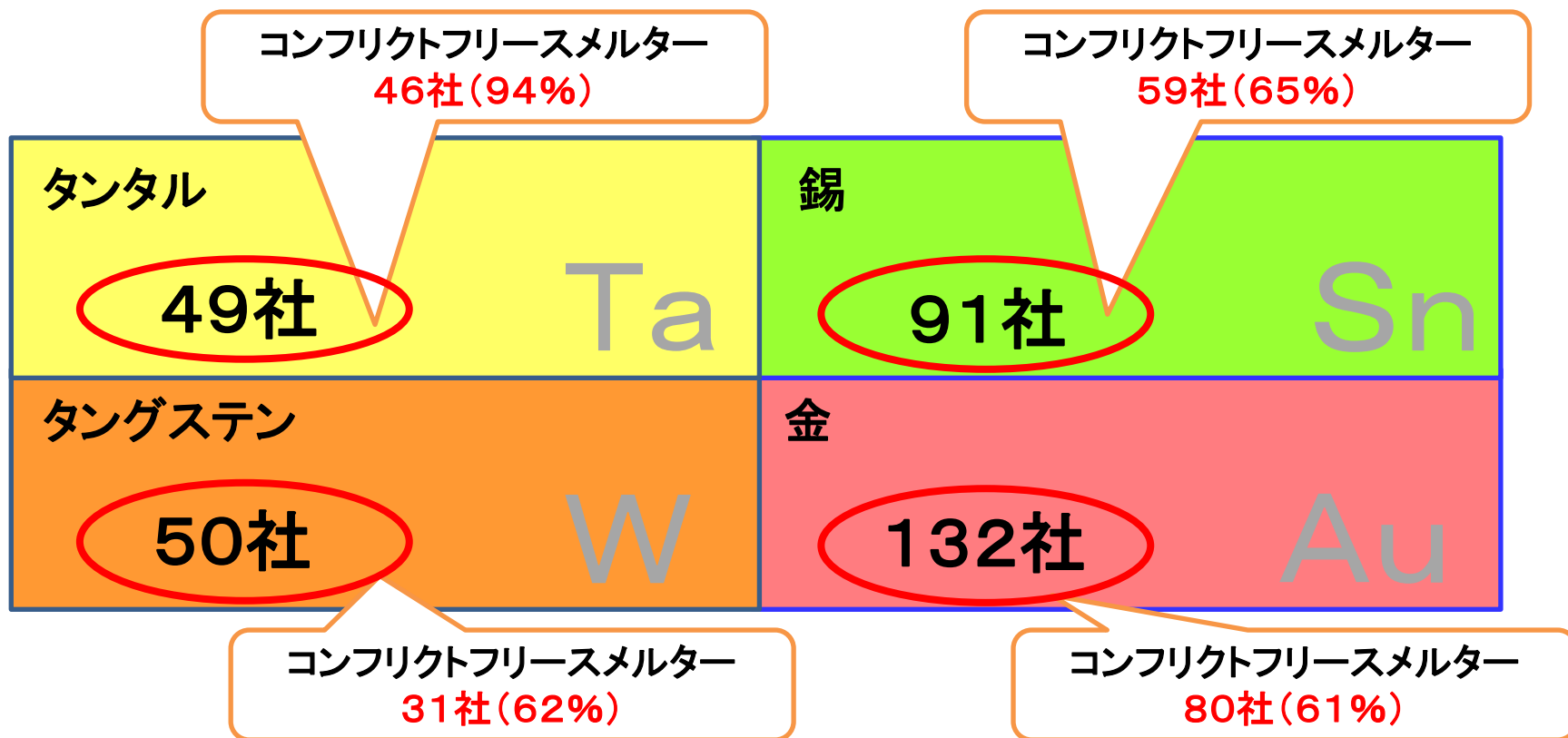
■営業機密を理由に回答拒否

一部の商社や化学薬品メーカーなどでは、仕入先との機密事項保持を理由に、調査を拒否される。

⇒ 仕入先を明確にしたくない場合は、回収したCMRTをそのまま顧客に回答せず、自社でCMRTの会社情報を作成し、提出することを求めてください。

3. CFSIにおける標準的な製錬所 (SSN)情報の現状と今後

2016年5月17日現在



		タンタル	錫	タングステン	金
A	SSN掲載製錬所／精製所	49	91	50	132
B	コンフリクトフリー製錬所／精製所	46	59	31	80
C	Active (監査準備/監査中)	2	20	15	15
	(B+C)/A (%)	98%	87%	92%	72%

SSNはCFSIが製錬所と認識している数であり、現段階では世界中の製錬所をカバーしている訳ではありません。従い、川下企業は引き続き製錬所の特定に向けた調査と収集した情報のデューデリジェンスをお願いします。

4. EU規則案の動向

欧州の紛争鉱物に関する規制案の検討状況

	年月	規制案作成者	製錬所／精製所 又は輸入業者 (DD／監査)	川下企業 (DD)
A	2014年3月	欧州委員会	自主的	自主的
B	2015年5月	欧州議会修正案	義務	義務
C	2015年12月	理事会ポジションペーパー	自主的	自主的
D	2016年2月	欧州委員会妥協案	義務	自主的

現在、欧州議会、理事会、欧州委員会の中で妥結案を模索しており、現時点では規制案の決定時期は不透明(2016年末が目標か?)

尚、規制案が決まっても、施行の前に細則が討議され、パブリックコメントを経て早くても2年後の実行となる見込み。

* 川下企業への影響

- ・自主的な取り組み結果に対して、欧州域内における公共調達においては調達におけるインセンティブが与えられるといわれている。
- ・欧州市場に上市する製品においても自主的な取り組みの対象となる予定。

5. 北朝鮮の製錬所

- ロイター社の分析では、2015年に25社の米上場企業が北朝鮮から金を調達していることが判明
- 北朝鮮から金など金属の供給を受けた企業は米政府から数百万ドルの罰金、刑事訴追や、ブラックリストに掲載される可能性もあるとのこと。

© 2016年3月29日付のロイター記事

<http://jp.reuters.com/article/usa-northkorea-sanctions-gold-idJPKCN0WV0B1>

- 「北朝鮮の製錬所＝核・ミサイル資金源」
万一、提出するCMRTに北朝鮮の製錬所が含まれていた場合は、経営にも甚大な影響を与える可能性があるため、慎重な精査が必要。

第二部 2016年度紛争鉱物調査の留意点

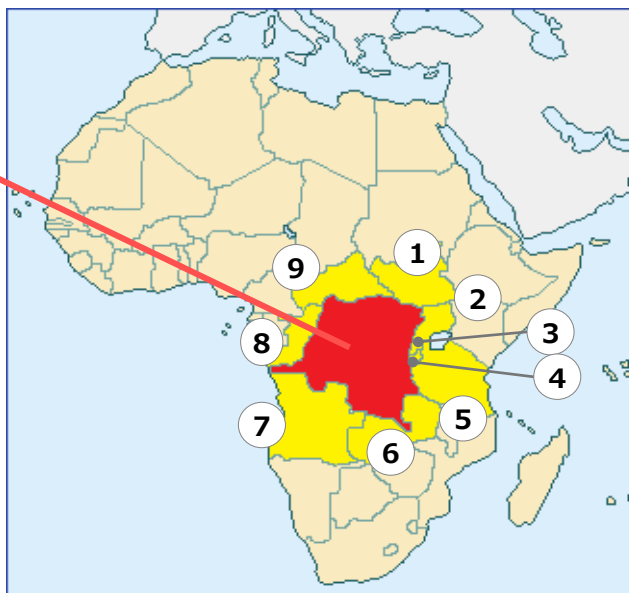
- 1. 紛争鉱物調査の背景と様式**
- 2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明**
- 3. 製錬所情報の名寄せについて**

1. 紛争鉱物調査の背景と様式

- 近年、コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺9ヶ国で採掘される鉱物資源が、人権侵害、環境破壊等を引き起こしている武装勢力の資金源となっていることが懸念されています。
- これを受けて、米国金融規制改革法(2010年7月) に、以下の条項が設けられました。
 - ① 「タンタル、錫、タングステン、金（略称：3TG）」を紛争鉱物（コンフリクト・ミネラル）と定義
 - ② 自社製品に使用される紛争鉱物が、これらの地域の武装勢力の資金源となっているかどうかを把握し、年次で開示することを義務付け
- サプライチェーンを遡る調査により製錬業者を特定し、**その製錬所がこれらの地域における武装勢力の資金源となる鉱物を調達していないか確認する**プログラムです。

コンゴ民主共和国

- ① 南スーダン共和国
- ② ウガンダ共和国
- ③ ルワンダ共和国
- ④ ブルンジ共和国
- ⑤ タンザニア共和国
- ⑥ ザンビア共和国
- ⑦ アンゴラ共和国
- ⑧ コンゴ共和国
- ⑨ 中央アフリカ共和国

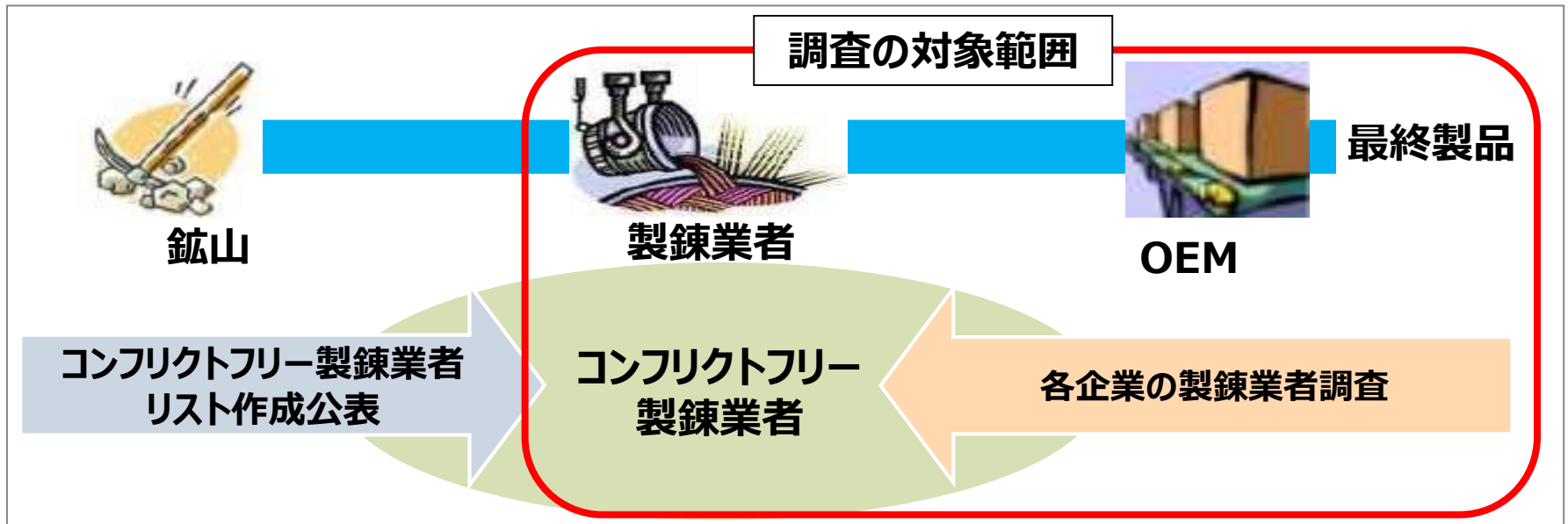


1. 紛争鉱物調査の背景と様式

■ EICC/GeSIによるCFSプログラム（CFSIが推進）（※注）

DRC及びその周辺国の武装勢力に関与していない製錬業者の認定プログラムであるCFSプログラムを展開。

1. SEC上場企業は最終製品ができるまでのサプライチェーンを調査し、そのなかで製錬業者を特定し、DDを実施 ⇒調査の共通ツールとして**CFSI帳票を使用**（EICC/GeSI帳票）
2. 第三者監査法人等はCFS監査プログラムに従い、対象製錬所が武装勢力の資金源となっていないか監査を行い、合格した場合はコンフリクトフリー製錬所として公表する。



※注： EICC(Electronics Industry Citizenship Coalition)及びGeSI(Global e-Sustainability Initiative)
CFSI(Conflict-Free Sourcing Initiatives) :
情報/コミュニケーションテクノロジー業界のメンバーからなる組織で社会/環境責任の促進へ世界的な取組みを推進

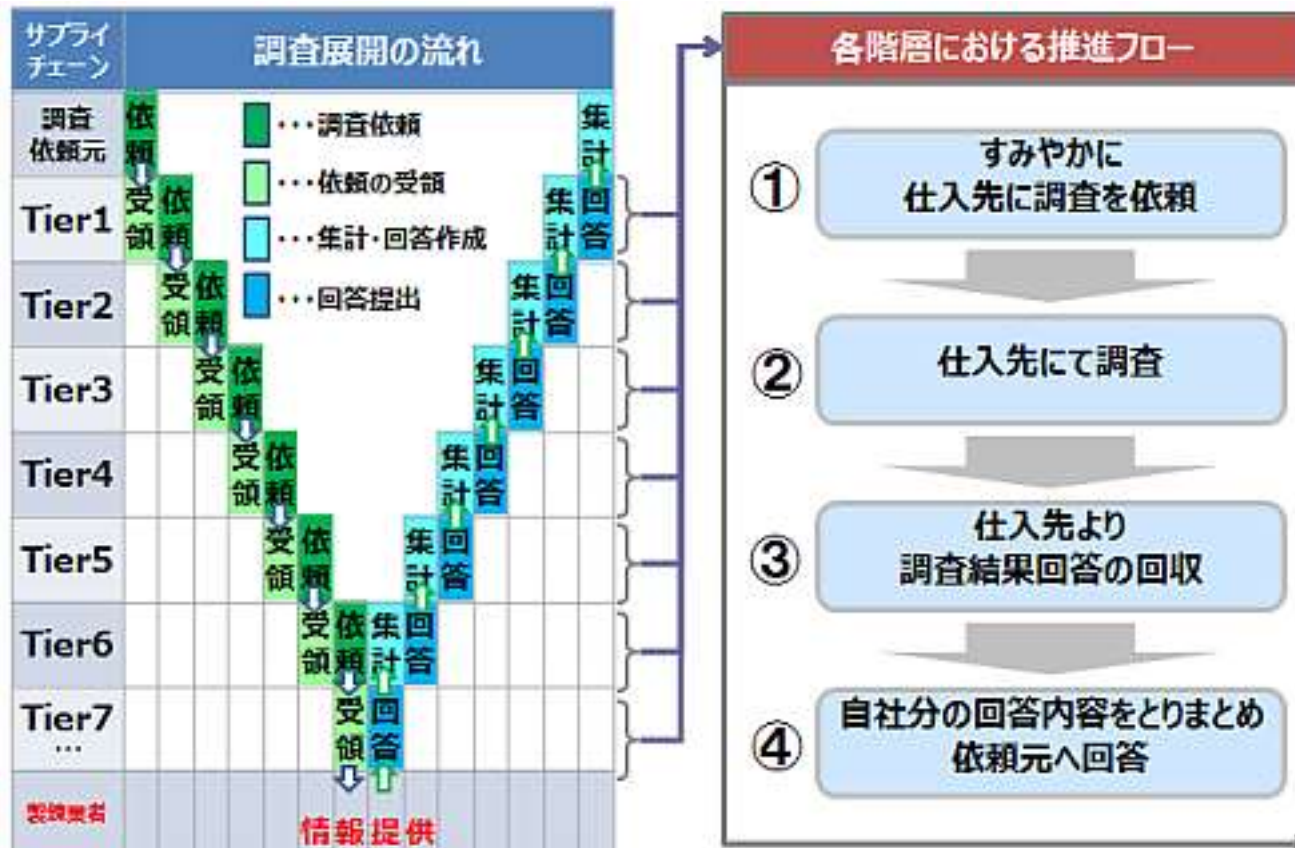
1. 紛争鉱物調査の背景と様式

2016年度紛争鉱物調査の様式

CFSI帳票(CMRT) Rev4.10

* 調査対象年度内で帳票の変更が行われた場合は、依頼元の指示に従ってください。

調査依頼の際はCMRTによる調査が確実に製錬・精製所まで展開するように要請をお願いします。



CFSI帳票(CMRT)2016年版の主な変更点 (Rev. 4.0b → Rev. 4.10)

- 1. Smelter ListのA列に、製錬業者識別番号入力覧(CID00XXXX)を追加。(オプション)**
→従来、SSNを選択する場合、金属(B列)と製錬業者(C列)をドロップダウンで選択すれば、他の項目が表示されたが、A列にCIDを入力するだけでも、他の項目が表示される。
- 2. C列のドロップダウンリストに、Smelter not yet identifiedが復活**
- 3. Smelter not listedの製錬業者未記入を防ぐためのチェッカー機能追加**
- 4. 製錬業者リストの見直し**
- 5. トルコ語の追加(9→10ヶ国語対応) ※ファイル容量増**

2. CFSI帳票 (CMRT) の各設問の説明

CFSI帳票 (Conflict Minerals Reporting Template (CMRT))

<http://www.conflictreesourcing.org/conflict-minerals-reporting-template/>



Download the Templates

For 2015 data/2015 SEC filings: [CMRT4.01b](#) (November 16, 2015)

For 2016 data: [CMRT4.10](#) (April **, 2016)



Revision / Instruction / Definition / Declaration / Smelter List / Checker / Product List / Smelter Reference List

シートの構成	主な内容
Revision	CMRTの変更履歴記入シート
Instruction	設問に記入する際の注意点解説シート
Definition	紛争鉱物調査に関する用語の定義／解説シート
Declaration	御社における調査結果申告シート(企業情報、紛争金属調査結果、当該規制の取り組み状況)
Smelter List	3TG有りの場合の製錬・精製所情報記入様式のシート
Checker	CMRT必須入力の未記入簡易チェックツール掲載シート
Product List	「申告範囲」製品レベルにおける部品番号など記入シート
Smelter Reference List	Smelter Listのドロップダウン登録情報シート

Declarationシートは必ず記入してください

Smelter LIST及びProduct ListはDeclarationシートの申告内容により記入が必要です。6

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

1) 3TGは御社の製品に意図的に付加されていますか？(*)

Yes(はい): 3TGの使用が製品の仕様、機能上必要で、意図的に使用している場合。

製品の仕様、機能上必要と該当する例:

- タンタルを使用するコンデンサ
- 金又はタングステンの合金を使用した部品によって組み立てられた製品
- 塗料又は合成樹脂の添加物として使用される錫
- ガラスのコーティング剤として使用されるスタンナン(錫化合物)
- 長尺鋼材の製造の際に添加物として使用されるタングステン

No(いいえ): 3TGを使用していないか、意図的に使用していない(不純物など)場合

注意:

製品に意図的に3TGを使用している場合は報告する必要がある。
本規則において、僅少含有(0.001PPM)などの足切りはない。

*参考情報:

「No」という回答に対して、コメント欄に具体的な内容の記入を要求する企業もある。

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

Declaration

2) 3TGは御社の製品の生産に必要であり、御社が製造又は製造委託している完成品に含まれていますか？ (*)

Yes(はい): 当該金属が製品の仕様、機能上では必要としないが、生産の過程において必要であり、製造又は製造委託品に使われている場合で、完成品に含まれている場合。

該当例:

- ・触媒として使用されるスタンニン(すなわち錫)等が製品に残留する場合
- ・溶接棒として使用されるタンタルの化合物等が製品に残留する場合
- ・「フロートガラス」の工程後の残留錫

No(いいえ): 生産の過程で該当金属を使用しない、もしくは完成品には含まれない場合。

該当例:

切削加工においてタングステンカーバイトブレード又はドリルビットを使用するが完成品にはタングステンが残留しない場合。

参考情報:

設問1)は機能上必要か、設問2)は触媒など生産工程で必要かと確認をしているので、1)が“Yes”, 2)が“No”と回答するケースがある。

例えばタンタルを使うタンタルコンデンサはこのような回答となる。

2. CFSI帳票 (CMRT) の各設問の説明

Declaration

3) 御社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、対象国を3TGの原産地としていますか？ (*)

Yes(はい)： 鉱物のいずれかがDRC及び隣接国を原産地としている場合

該当例：・ 製錬所リスト又はこの設問のコメント欄に1社でもDRC又は隣接国産と記載している場合。
・ 該当精錬所が鉱物の原産国を公式に表明している場合。

No(いいえ)： 鉱物のいずれかがDRC及び隣接国を原産地としていない場合

該当例：・ 製錬所リストの鉱山国名欄の全てでDRC又は隣接国以外の国名が記載されている場合。
・ デュー・デリジェンスの結果、CMRTの製錬業者リストにて100%リサイクル材であることが判明した場合。

留意点1； “Yes”と回答する場合は、CMRT製錬所リストのO列に鉱山国を記入する。
もしくはQ3の該当する金属の備考欄に製錬所名と対象鉱山国名を記入する。

留意点2；もしこの設問に“NO”と回答した場合、あなたの顧客から判定した根拠、証拠の追加を求められることがある。

根拠の例 ・ サプライヤーから100%CMRTを回収し、そのすべてでリサイクルか鉱山国が記入している。
・ Q6,Q7両方とも“Yes”の回答している。
・ すべての製錬所リストのO列に鉱山(複数可)の場所(国)が書かれている。

4) 3TG(御社の製品の機能性又は生産に必要なもの)は全て、再生利用品又はスクラップ起源から調達していますか？(*)

Yes(はい) : 3TGの100%が再生利用品又はスクラップ起源から調達されている場合

留意点: 「Yes(はい)」と回答するには、それぞれの該当金属について、回収結果がすべて「再生利用品又はスクラップ起源から調達している」と記載されている場合。

No(いいえ) : 3TGの一部が再生利用品又はスクラップ起源から調達されていない場合

留意点: 天然資源(別名「採鉱された資源」)を含む資源の調達先を複数有する製錬業者から一部でも購入している場合。

Unknown(不明) : 100%が再生利用品又はスクラップ起源から調達されているか否かユーザーにわからない場合。

参考情報: 「Yes(はい)」という回答に対して、コメント欄に具体的な内容の記入を要求する企業もある。

2. CFSI帳票 (CMRT) の各設問の説明

Declaration

5) 御社はすべての関連サプライヤーから、各3TGに関するデータ／情報を受け取っていますか？ (*)

Yes(はい): 御社の該当金属を使用するすべてのサプライヤーからCMRTを100%回収した場合。

No(いいえ): 御社の該当金属を使用するすべてのサプライヤーからCMRTを100%回収出来ていない場合。

留意点: 対象サプライヤーからの回答率が100%に至っていない場合、サプライヤーの調査を継続する必要がある。

参考情報: 顧客は、御社のCMRT回答率が前年より改善しているかどうか、評価ポイントのひとつとして見ている可能性がある。

注意:

機密保持の問題で御社のサプライヤーから回答が得られない場合は、直接取引関係のない下流部門が更に上流部門へ直接要請するなど合わせてご検討ください

例

製錬所⇒商社⇒化学薬品会社⇒メッキメーカー⇒部品メーカー⇒セットメーカー



6) 御社のサプライチェーンに3TGを供給する製錬業者を全て特定しましたか？ (*)

Yes(はい) : 御社のサプライチェーンで3TGを供給している製錬業者すべてを特定している場合

留意点:

・ Yes(はい)と回答するための条件

■ 下記4項目をすべて網羅している場合

- ・ 御社が調査対象とするすべての会社からCMRTを回収している。
- ・ 回収したすべてのCMRTの質問5)の回答が100%と回答している。
- ・ 回収したすべてのCMRTの質問6)の回答が“Yes”と回答している。
- ・ 回収したすべてのCMRTの質問7)の回答が“Yes”と回答している。

■ 回答率は100%に満たないものの、受領した回答により判明している製錬業者がすべて特定されたことを判断できる。

No(いいえ) : 御社のサプライチェーンで3TGを供給している製錬業者すべてを特定していない場合

注意: 質問5)に対し100%未満と回答し、かつ、本質問に対し「Yes(はい)」と回答した場合、コメント欄に具体的な内容の記入を要求する企業もあります

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

7) 御社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか？ (*)

Yes(はい): 御社が受領した製錬業者情報のすべてを報告している場合

留意点

御社は、御社のサプライヤーから受領した全ての情報を見直し、別名を統合し、CFSI等の関連団体から「製錬業者」として検証された企業 **又はデュー・デリジェンスした結果、製錬・精製事業者であると判定した企業**を含むすべての情報を報告書に記載した場合はYesと回答できる。

No(いいえ): 御社が受領した製錬業者情報のすべてを報告していない場合

注意: 「No(いいえ)」という回答に対して、コメント欄に具体的な内容の記入を要求する企業もある。

質問 A~J を回答する際の留意点

■ 2013年度~2014年度

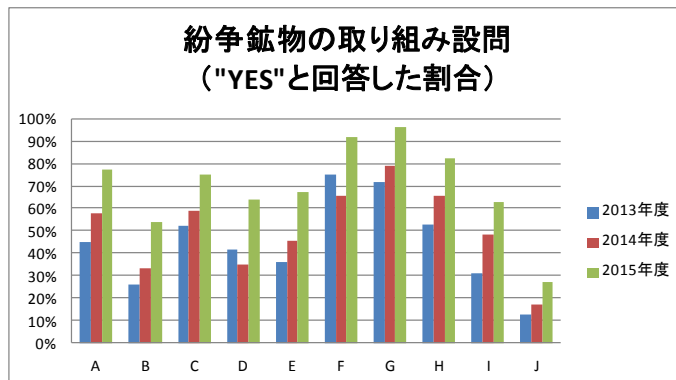
紛争鉱物に関する製錬所の特定や精査に関して、サプライヤーの取り組み状況からリスクを想定する段階で、これらの回答内容に対して顧客からの問い合わせは少なかった。

■ 2015年度~

合理的な原産地調査(RCOI)の進捗に伴って、各企業は**リスクを特定するためにそのプロセスの評価へと移行**してきている。CMRTのDeclaration回答内容の信憑性を測る目的で、これらの質問に対する回答内容を具体的に精査し始めてきた。



CMRT提出サプライヤーに対して、“Yes”の場合はその具体的証拠の提示を求め、“NO”の場合はその理由と改善計画を問う企業が増加する傾向にある。




3年間でCMRTの紛争鉱物に関する取り組みを問う設問A)~J)を“Yes”と回答している割合が増えている。

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

■顧客の最近の変化

- 第三者監査を受ける上場企業が増加する傾向
⇒OECDガイダンスの各項目に対応する文書(規定書や手順書)と実務の整合性のチェックに伴い、収集した情報のD.D.を強化し始めた。
- NGOが報告企業の取り組み姿勢をランキングし公表
⇒顧客はサプライヤーの取り組み姿勢も評価し始めてきている。



■サプライヤーへの期待

- 紛争鉱物調査に関する取り組み姿勢やCMRTにおけるリスクの評価と改善
 - ・取り組み姿勢に対して、質問状形式、インタビュー形式、監査方式等様々な方法で、川下企業からの要求内容が増加。
その要求の強弱も様々で、改善する期限を設けられる場合もある。
 - ・紛争鉱物調査がCSRの取り組みと一体化し、取引条件のひとつとなってきた。

従い、サプライヤーにおいても、紛争鉱物に関する社内ルールを策定して、それに基づき説明できるような体制が期待される。

質問 A~J を回答する際の留意点

A.紛争鉱物調達への取組み方針を定めていますか？ (*)

Yes(はい):御社において紛争鉱物に関する方針を定めている場合。

No(いいえ):方針を定めていない場合。

注意:

“Yes”と回答する前提として「紛争鉱物対応方針」等の文書を作成し、ホームページもしくは文書で自社、仕入先にも開示していることが必要です。

方針の記載例:

「弊社はコンゴ及び周辺国での紛争において武装勢力の資金源となる恐れのある紛争鉱物を使用しないことを方針としています」等

参考情報

SEC 申告者(発行人)は、紛争鉱物に関する方針を定めなければなりません。御社のSEC申告義務の有無に関わらず、御社が紛争鉱物に関する方針を定めることを要求する顧客もいます。

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

質問 A~J を回答する際の留意点

B.その方針は御社のホームページで閲覧できますか？

(回答が「はい」の場合、その方針が掲載されているURLをコメント欄に記入する) (*)

Yes(はい): 公開しているホームページに紛争鉱物に関する取り組みの方針を掲載している場合。

No(いいえ): ホームページが無い又は掲載していない場合。

注意: 当該方針に直接アクセスが可能なURLをコメント欄に必ず記載してください。

参考情報

SEC 申告者は、会社のウェブサイト上で方針を閲覧できるようにしなければなりません。御社のSEC申告ステータスに関わらず、御社が紛争鉱物に関する方針を評価のために閲覧可能とすることを要求する顧客もいます。

当該設問はホームページでの方針の開示有無を求めているため、御社のホームページが無い場合は、“No”と回答します。

尚、御社のサプライヤーにこの方針を示す文書を発行しているなど実施している場合は備考に、その趣旨を記入してください。

質問 A～J を回答する際の留意点

C. 一次サプライヤーに対してDRCコンフリクトフリーであることを要求していますか？ (*)

Yes(はい) : 御社の方針又は調査依頼をする際のメールまたは文書などに、
本趣旨を記述している場合。

No(いいえ) : 要求していない場合。

留意点: DRCコンフリクトフリーとはDRC又は隣接国以外からの調達を求めている
ものではありません。

対象地域においては武装勢力の資金源となっていないことが確認された
製錬所又は精製所(SoR)からの調達を求めています。

解説 : 御社がDRCコンフリクトフリーに対する方針や考え方、要望を取引先に伝えます。

現時点で「DRCコンフリクトフリーに限定する」と明示することは、調達先が限定
されるなど、実現が困難な場合があります。

御社のサプライチェーンの状況や、CFSPの進捗状況を鑑み、要求レベルを
適切な表現とし、サプライヤーとともに実現していくことをお勧めします。

質問 A~J を回答する際の留意点

D. 御社は直接サプライヤーに対し、独立民間監査会社の監査プログラムによりデューデリジェンス業務が認証された製錬業者から3TGを調達することを要求していますか？ (*)

Yes (はい) : 御社が直接サプライヤーに対して、CFSI又はその他の独立第三者監査プログラムにより検証されたSoRから調達することを要求している場合。

参考情報: その他の独立第三者監査プログラムには、以下が含まれることがあります:

責任あるジュエリー協議会 (The Responsible Jewelry Council (RJC))
ロンドン貴金属市場協会 (London Bullion Market Association (LBMA))

No (いいえ) : サプライヤーが認証されていないSoRから調達することを御社が認めている場合。

注意: 御社が独立第三者監査プログラムにより認証されたSoRから調達することを要求する顧客もあります。

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

質問 A~J を回答する際の留意点

E.コンフリクトフリーな鉱物調達のためのデューデリジェンス対策を実施していますか？（*）

Yes(はい): コンフリクトフリーな調達のためのデューデリジェンス対策を実施している場合。

例 : ・武装勢力と関連していると判明した場合には、その対応を予め文書などで確認し合意している。

⇒OECDのDDガイダンスには「サプライヤーに、コンフリクトフリーな鉱物サプライチェーンに関する御社の方針や考え方などを伝え(可能な場合には)契約に取り込む。」と書かれているが、コンフリクトフリーのみの調達を契約で強制することは調達に支障を生じる可能性があり、現時点では実現が難しい。

・サプライヤーから回収したCMRTからリスクを明確にし、評価する。

⇒例えば、回収率、スメルターリストの精度等でランク付けする等。

・認識されたリスクに対応する戦略を立案し実行する。

⇒例えばA~Jの質問に対する回答状況からアクションのルールを決め実行する。

No(いいえ): 御社がコンフリクトフリーな調達のためのデューデリジェンス対策を実施していない場合。

質問 A~J を回答する際の留意点

F. 御社はサプライヤーから、IPC-1755紛争鉱物データ交換規格に適合する紛争鉱物デューデリジェンス情報を収集しますか
[例:CFSI紛争鉱物報告テンプレート]? (*)

Yes(はい): 御社がサプライヤーに対し、紛争鉱物申告書(CMRT)に記入することを要求している場合。

No(いいえ): 御社がサプライヤーから紛争鉱物デューデリジェンス情報を収集していない場合、又は御社が当該情報の収集に別の様式を使用している場合。

尚、別の様式を使用している場合は、備考にコメントを記入してください。

ご参考

IPC-1755は、さまざまなコンピュータ間でのデータ交換の内容を標準化した、紛争鉱物のデータ交換規格です。

なお、CMRTは、IPC-1755規格に適合しています。

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

質問 A～J を回答する際の留意点

G. 調達元の製錬業者名を明らかにするようサプライヤーに要請していますか？ (*)

Yes(はい): 御社がサプライヤーに対し、紛争鉱物調査により製錬所名を明らかにするように要請している場合。
この場合は、必ず製錬所リストを作成してください。

No(いいえ): 御社がサプライヤーに対して要請していない場合、もしくは製錬所リストを作成していない又は記載していない場合。

サプライヤーに要請に対する事例

例えば紛争鉱物調査依頼文書の中に、添付のCMRTを使用する旨と、「紛争鉱物を使用していれば、製錬所名をスマルターリストに記載してください」という文言を入れる等がこれに該当します。

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

質問 A~J を回答する際の留意点

H. サプライヤーからのデューデリジェンス情報を、御社の期待を 基に検証していますか？ (*)

Yes (はい) : 御社にはサプライヤーから受領したデューデリジェンス情報を検証するためのプロセスがある場合。

検証プロセスの例:

- ・御社は各製錬業者のコンフリクトフリーに関するリスクを評価する。
- ・御社は各サプライヤーが紛争鉱物に対する方針を有していることを期待し、実際に有しているか否かを検証する。
- ・御社はサプライヤーからのCMRTの情報の正確性及び完全性を検証する。

No (いいえ) : 御社はサプライヤーから受領したデューデリジェンス情報を検証していない場合。

留意点 : コメント欄において、御社のアプローチに関する追加情報を提供できます。

回答例

- ・「書類審査のみ」- 独立第三者又は御社の社員が回収したCMRTの記載情報を検証した場合。
- ・「内部監査」- 御社の社員が実施する、サプライヤーの現地監査を意味する。
- ・「第三者監査」- 独立第三者機関が実施するサプライヤーの現地監査を意味する。

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

質問 A～J を回答する際の留意点

I. 御社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？ (*)

Yes(はい): 是正措置管理プロセスを有している場合。

No(いいえ): 現時点で是正措置管理プロセスを有していない場合。

是正措置管理の例

- ・サプライヤーが紛争鉱物に関する方針を定めていない場合は、そのサプライヤーに対して方針を定めたり、コンフリクトフリーな紛争鉱物プログラムに参加したりするよう要請を行う。
- ・質問Hにより定めた基準による評価の結果、評点が低かったサプライヤーにその評価項目の改善を求めること。

J. 御社は米国証券取引委員会の紛争鉱物開示規則の対象になっていますか？ (*)

Yes(はい): SECに上場している場合。

No(いいえ): SECに非上場の場合。

3. 製錬所情報の名寄せについて

CMRTに記載された製錬所リストの記載レベルの良し悪しで、顧客企業は当該仕入先のコンフリクトフリーに関するリスクを推測するひとつの指標となる。

CMRTに記載する製錬所情報のデューデリジェンス不足の影響

- ・顧客からの信頼の低下を招く(取り組み姿勢、リスクなど)
- ・誤情報拡散によりサプライチェーン全体のデューデリジェンス工数を増大させる
- ・誤情報がコンフリクトフリー達成への障害の原因となる

対応例:

1. CMRT調査が確実に製錬所又は精製所まで展開するよう要求する。
2. 製錬所リストの名寄せ、デューデリジェンスの実施
 - ・複数のCMRTを集計した際に発生する重複情報を集約する
 - ・CMRTのSSN(標準的な製錬所リスト)と照合確認による精査の実施
 - ・非SSN情報のデューデリジェンス実施 (例えばWEBで会社情報を確認等)
 - ・明らかに製錬所ではない情報は取り除く(例えば、商社、取引所など)

3. 製錬所情報の名寄せについて

サプライヤーから収集したCMRTの集計と製錬所情報の名寄せまでのフロー(例)



「集計ツール」



集計結果レポート

「集計ツール」にて回収したCMRTを集計します。

* 集計ツール格納先

http://www.jama.or.jp/c_minerals/index.html

「提出用EICC帳票(SML一覧)」のシートに、
集計された製錬所リストが作成されます。



「名寄せ作業」



本日も説明

集計ツールのより作成された「提出用EICC帳票(SML一覧)」
から提出用のCMRTに製錬所情報をコピー&ペーストする
前に可能な限り名寄せ作業をお願いします。

3. 製錬所情報の名寄せについて

製錬所リストの名寄せを行う際の留意点

1. 会社名をSSN(標準的な製錬所リスト)と照合する。
2. 同じ会社名でも大文字、小文字の違いで複数ある場合は正式な会社名に集約する。
3. 会社名の通称名、短縮名、ブランド名などもあるため正式な会社名に集約する。
4. 会社名に余分に付加されたスペース、カンマ、ハイフンなどの違いを確認する。
5. 会社の形態を示す英語表記の「Co.」、「Ltd」、「Inc」等の差を確認し集約する。
6. アルファベット以外の特殊キャラクターの誤変換の差を集約する。(例 É, é, Ñ 等)
7. 日本語、中国語表記を正式なアルファベットに修正

ご注意;

CMRTのRev4.10では製錬所リストのA列にCIDを入力すれば必須記入項目が自動で入力されます。尚、必須記入事項以外の付加情報を入力する場合はマニュアルで追加してください。

Smelter not listedの製錬所情報は、上記留意点を参考にして頂き、まずは名寄せを行ってください。名寄せ後の製錬所情報をデューデリジェンスする方法の一つとして、WEB等で会社情報を確認する方法もあります。

3. 製錬所情報の名寄せについて

製錬所情報のデューデリジェンス事例

Smelter List

金属	製錬業者参照表	製錬業者名	国名	CID	デューデリジェンスの結果	CID
Gold	Smelter not listed	小島化学薬品株式会社 ①	JAPAN		Kojima Chemicals Co., Ltd. ①	CID000981
Tin	Smelter not listed	廣西華錫治?廠	CHINA		China Tin Group Co., Ltd.	CID001070
Tin	Smelter not listed	PT Pelat Timah Nusantara Tbk	INDONESIA	②	PT Pelat Timah Nusantara Tbk	CID001486
Tin	Smelter not listed	Jiangxi Nanshan	CHINA		Nanshan Tin Co., Ltd.	CID001231
Gold	Smelter not listed	Metalor Technologies ③	SWITZERLAND		Metalor Technologies SA ③	CID001153
Gold	Smelter not listed	Great Wall Precious Metals Co., LTD. of CBPM	CHINA		The Great Wall Gold And Silver Refinery of China	CID001909
Gold	Smelter not listed	Elemetal Refining, LLC	UNITED STATES	CID001323	Elemetal Refining, LLC ④	CID001322
Tungsten	Smelter not listed	Wolfram Company CJSC	RUSSIAN FEDERATION	CID002047	Wolfram Company CJSC	removed ⑤
Tin	Smelter not listed	Tambang Timah	INDONESIA		PT Timah (Persero) Tbk Kundur	CID001477
Gold	Smelter not listed	上海黄金交易所 ⑥	CHINA		上海の金取引所	
Tin	Smelter not listed	千住金属	JAPAN		半田メーカー	
Gold	Smelter not listed	Scotia Mocatta	HONG KONG		スコシアバンクグローバル・バンキング・アンド・マーケット部門 金販売	
Gold	Smelter not listed	SHENZHEN TIANCHENG CHEMICAL CO LTD	CHINA	⑦	深センの化学薬品屋	
Gold	Smelter not listed	The Hutti Gold Mines Company Limited	INDIA		インドの金鉱山	
Tungsten	Smelter not listed	Voss Metals Company, Inc.	UNITED STATES		リサイクラー スクラップを購入して金属販売	
Gold	Smelter not listed	Zhongshan Public Security Bureau, Guangdong Province, China	CHINA		中山公安局	
Tin	Smelter not listed	Norteña de Metales, SA	SPAIN		金属材料卸売	28

3. 製錬所情報の名寄せについて

ケース①

製錬所名がアルファベット以外のキャラクターが使われているため
SSNと一致しなかったケース

小島化学薬品株式会社 ⇒Kojima Chemicals Co., Ltd. (CID000981)
廣西華錫冶炼廠 ⇒China Tin Group Co., Ltd. (CID001070)

ケース②

SSNと一致しているにもかかわらず、Smelter not listedとしたケース

PT Pelat Timah Nusantara Tbk (Smelter not listed)
⇒PT Pelat Timah Nusantara Tbk (CID001486)

ケース③

会社情報の正確性が足りず、SSNと一致しなかったケース

Jiangxi Nanshan ⇒Nanshan Tin Co., Ltd.
Metalor Technologies ⇒Metalor Technologies SA
Great Wall Precious Metals Co., LTD. of CBPM⇒The Great Wall Gold And Silver Refinery of China

3. 製錬所情報の名寄せについて

ケース④

会社名は一致しているが、CIDの誤記入が発生しているケース

Elemetal Refining, LLC (CID001323) ⇒ Elemetal Refining, LLC (CID001322)

ケース⑤

過去SSNに掲載されていたが、その後SSNから削除されているケース

Wolfram Company CJSC (CID002047) ⇒ Wolfram Company CJSC (removed)

デューデリジェンス(D.D.)結果

Wolfram Company CJSC (CID002047) はホールディング会社であり、現在はSSNから除外されている。

このホールディング会社の生産拠点はHydorometallurg, JSC (CID002649)

ケース⑥

製錬所ではない会社名が記載されている。

上海黄金交易所は上海の金取引所(トレーダ)であり製錬所ではない

3. 製錬所情報の名寄せについて

ケース⑦

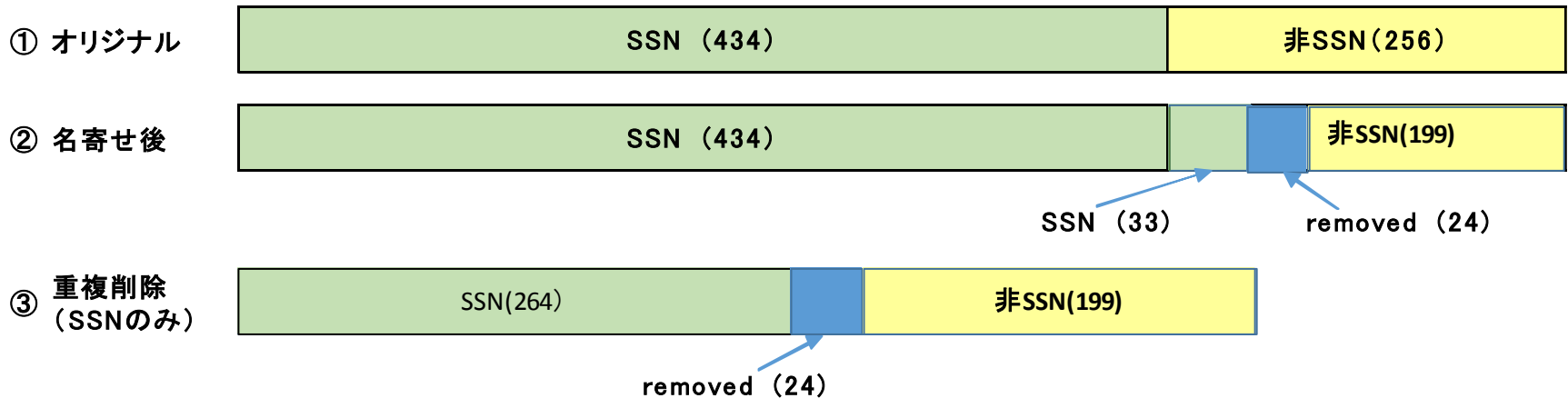
Smelter not listedのデューデリジェンスの実施例

Meta	Smelter Reference List	Smelter Name (*)	Smelter Country	デューデリジェンス結果 (Web検索から判断)
Gold	Smelter not listed	Scotia Mocatta	HONG KONG	ScotiaMocatta、スコシアバンク グローバル・バンキング・アンド・ マーケッツ部門 金販売
Gold	Smelter not listed	SHENZHEN TIANCHENG CHEMICAL CO LTD	CHINA	深センの化学薬品屋
Gold	Smelter not listed	The Hutti Gold Mines Company Limited	INDIA	インドの金鉱山
Tungsten	Smelter not listed	Voss Metals Company, Inc.	UNITED STATES	リサイクラー スクラップを購入して金属販売
Gold	Smelter not listed	Zhongshan Public Security Bureau, Guangdong Province ,China	CHINA	中山公安局
Tin	Smelter not listed	Norteña de Metales, SA	SPAIN	金属材料卸売

3. 製錬所情報の名寄せについて

製錬所情報をデューデリジェンスした結果の事例

下記はサンプル690社のデータをもとに、デューデリジェンスすべき対象を199に絞り込んだ事例。



①オリジナルCMRT掲載製錬所データ(SSN434社、非SSN256社)

② 名寄せした結果

非SSNの群にSSNが紛れ込んでいた(33社)および過去SSNに掲載されていたが、現在はSSNから削除されたデータ(24社)も存在

③ SSNの会社はCIDを基準として重複の削除を実施(467社⇒264社)

従い、非SSN199社+removed(24社)をメインにD.D.の実施を目標として欲しい。32